



関係各位

2020年5月20日

2020年5月15日付 消費者庁発表の「携帯型の空間除菌用品の
販売事業者5社に対する行政指導」に対する
一般社団法人 日本二酸化塩素工業会の対応について

一般社団法人 日本二酸化塩素工業会（会長：柴田 高、以下「二酸化塩素工業会」とする。）は、消費者庁より2020年5月15日付にて発表された「携帯型の空間除菌用品の販売事業者5社に対する行政指導」について、以下対応を行いますことを、皆様にお知らせ申し上げます。

このたび、2020年5月15日 消費者庁から発表されました「携帯型の空間除菌用品の販売事業者5社に対する行政指導」に関しまして、調査の結果、該当販売事業者は、「二酸化塩素工業会」加盟企業では無い事が判明致しました。

私ども「二酸化塩素工業会」では、2014年7月11日には二酸化塩素製品（ガス製品）に関する広告自主基準、2015年10月16日には二酸化塩素製品（液体製品）に関する広告自主基準を設けており、その内容は、一般消費者が製品を理解し、安全にご使用頂けるよう、薬機法、景品表示法等の関連諸法規を遵守した広告を作成する上での表示方法に関わる自主基準となっております。

今回の消費者庁から行政指導については「二酸化塩素工業会」加盟企業に関わるものではございませんが、改めて、「二酸化塩素工業会」加盟各社に対し、広告自主基準の遵守と周知徹底をお願い致しました。

「二酸化塩素工業会」は、これからも二酸化塩素製品の正しい普及、品質の向上及び製品技術等の進歩・改善を図ると共に業界の健全な発展を目指し、厚生労働省、経済産業省、消費者庁、国民生活センターのご指導を仰ぎながら『安心かつ快適な生活空間を創る』という環境関連の市場構築を目指してまいります。

以上

<本件内容、及び、本工業会に関する問い合わせ先>

一般社団法人 日本二酸化塩素工業会事務局 担当 橋本

TEL：03-3358-1947 FAX：03-3358-1954 （受付時間：祝日を除く月曜～金曜 10:00～13:00）

※二酸化塩素工業会事務局では、厚生労働省から発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、感染拡大防止と二酸化塩素工業会事務局員の安全を考慮し、受付時間を短縮させて戴いております。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。